平成２８年（フ）第８９号
山形市千歳１丁目７番18号
債務者　夛田　孝子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
山形県寒河江市大字日田字五反72番地　ひがし団地１号棟102号室
債務者　大沼三枝子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９９号
山形市大字灰塚123番地
債務者　東海林秀子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２７号
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
債務者　吉用　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４８号
北九州市八幡西区茶屋の原４丁目23番18号
債務者　長谷川陽一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５７号
函館市日吉町１丁目26番15号
債務者　長谷川大樹
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９号
埼玉県所沢市緑町４丁目37番10―301号　煉瓦館28、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3872番地18
債務者　中禮　重高
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２８号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目18番地２
債務者　金子千代子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１７号
埼玉県所沢市上新井５丁目32番地の９　ドエル杉の台101
債務者　佐野真由実
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４号
福岡県行橋市大字大野井576番地４　ＰＩＹＯ大野井204
債務者　葉山　亜弥
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７００号
埼玉県幸手市南２丁目13番36号　エントピア103
債務者　庄子　　正
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０１号
埼玉県幸手市南２丁目13番36号　エントピア103
債務者　庄子　玲子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８３号
埼玉県川口市末広３丁目４番３号　ＴＫ末広マンション203号
債務者　加藤　雅代
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８０１号
埼玉県白岡市小久喜113番地１　フラワーハイツＡ―101
債務者　町田　静子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８１４号
埼玉県川口市東川口２丁目４番７号　ファミール東川口　301号
債務者　鈴木　幸江
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
埼玉県春日部市米島796―５　谷田隆義方、住民票上の住所埼玉県北足立郡伊奈町内宿台１丁目162番地　ツインハウスＡ102
債務者　熊谷　秀樹
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
埼玉県越谷市相模町１丁目42番地１　ホワイトレジデンス201
債務者　利根　知子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係